

# 有限会社ナードワード 相談支援事業所 あいリンク

## 特定相談支援／障害児相談支援

### 運 営 規 程

#### [事業の目的]

第1条 この規程は、有限会社ナードワードが開設する相談支援事業所 あいリンク(以下、「事業所」という。)が行う特定相談支援／障害児相談支援(以下、「相談支援」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害者／障害児(以下、「障害者(児)」という。)の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を提供することを目的とする。

#### [運営の方針]

第2条 事業所は、相談支援を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者(以下、「利用者等」という)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という)が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。

2. 相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者(以下、「障害福祉サービス事業者等」という)に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3. 相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。

4. 相談支援の実施に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### [事業所の名称等]

第3条 相談支援事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

名 称： 相談支援事業所 あいリンク / 所在地： 埼玉県さいたま市緑区大間木 435-1

#### [営業日および営業時間]

第4条 相談支援事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

相談支援事業所 営業日時：月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

※ただし祝日、年末年始休業日(12月29日～翌年1月4日頃)、夏季休業日(8月12日～16日頃)を除く。

#### [相談支援を提供する主たる対象者]

第5条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

身体障害者(児)／知的障害者(児)／発達障害児

#### [通常の事業の実施地域]

第6条 通常の事業の実施地域は、さいたま市緑区とする。

#### [従業者の職種・員数および職務内容・勤務体制]

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および勤務時間、職務内容は次のとおりとする。

### 【管理者】

常勤・専従 1名（勤務時間：午前9時～午後5時）

[職務の内容]管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

### 【相談支援専門員】

常勤・兼務 1名（勤務時間：午前9時～午後5時）

[職務の内容]相談支援専門員は、福祉サービス関連の各種相談を受け付け、その解決に努める。サービス利用計画の作成に関する業務を行う。

### [相談支援の提供方法及び内容]

第8条 事業所が行う相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) サービス利用ほか日常生活・社会生活を営むうえで必要な支援に関する相談のための面談。
- (2) サービス等利用計画／障害児支援利用計画の作成。
- (3) モニタリングの実施。
- (4) 市区町村ほか関係機関、障害福祉サービス事業者等との連携。

### [従業者の職種・員数および職務内容・勤務体制]

第9条 相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により、各市町村から代理受領するものとする。

2. 次条に定める通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
  - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道20km未満・・・・・・500円
  - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道20km超え・・・・・・1,000円
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

### [緊急時・事故発生時の対応]

第10条 従業者は、相談支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変および事故など緊急事態が生じた場合は、救急対応もしくは医師へ連絡を行なうほか迅速に処置を講じ、都道府県・市町村ほか関係する福祉サービス事業者等に連絡を行う。

### [虐待防止]

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、関連する法令に基づき、利用者に対する虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報
- (4) 成年後見制度の利用支援

### [苦情解決]

第 12 条 事業所は、その提供した相談支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、苦情を受け付ける窓口を設置し必要な手順を定めるものとする。

		電話番号	FAX 番号	受付時間 (月～金曜)
【当社】 苦情受付窓口	苦情受付担当者:久野 裕子	048-876-0843	048-876-0842	10:00～17:00
	その他の職員			
	苦情解決責任者			
	香取智恵			
埼玉県 運営適正化委員会		048-822-1243	048-822-1406	9:00～17:00
さいたま市役所 障害政策課		048-829-1309	048-829-1981	8:30～17:15
さいたま市 岩槻区 支援課		048-790-0163	048-790-0266	8:30～17:15
さいたま市 浦和区 支援課		048-829-6143	048-829-6239	8:30～17:15
さいたま市 大宮区 支援課		048-646-3062	048-646-3166	8:30～17:15
さいたま市 北区 支援課		048-669-6062	048-669-6166	8:30～17:15
さいたま市 桜区 支援課		048-856-6172	048-856-6276	8:30～17:15
さいたま市 中央区 支援課		048-840-6062	048-840-6166	8:30～17:15
さいたま市 西区 支援課		048-620-2662	048-620-2766	8:30～17:15
さいたま市 緑区 支援課		048-712-1172	048-712-1276	8:30～17:15
さいたま市 南区 支援課		048-844-7172	048-844-7276	8:30～17:15
さいたま市 見沼区 支援課		048-681-6062	048-681-6166	8:30～17:15

[その他運営について]

第 13 条 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

採用時研修：採用後1ヶ月以内 / 継続研修：年間2回以上

2. 従業員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
3. 雇用契約においては、従業員であった者が事業所の従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
4. 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

[委任]

第 14 条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、有限会社ナードワードと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。